倉吉市建設工事執行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和７年１月29日

倉吉市長　広田　一恭

倉吉市規則第３号

倉吉市建設工事執行規則の一部を改正する規則

倉吉市建設工事執行規則（昭和50年倉吉市規則第18号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線で示すように改正する。

改正後	改正前
（工事の施工管理） 第32条　受注者は、工事の着手の日までに、次に掲げる者（以下「主任技術者等」という。）を定めたときは、主任技術者等選任（変更）通知書（様式第５号）により市長に通知しなければならない。これを変更したときも、同様とする。 （１）・（２）　略 （３）　建設業法第26条第３項第２号に規定する監理技術者の行うべき職務を補佐する者（以下「監理技術者補佐」という。）（監理技術者を置いた場合において、同号の規定により監理技術者を専任の者としないときに限る。）	（工事の施工管理） 第32条　受注者は、工事の着手の日までに、次に掲げる者（以下「主任技術者等」という。）を定めたときは、主任技術者等選任（変更）通知書（様式第５号）により市長に通知しなければならない。これを変更したときも、同様とする。 （１）・（２）　略 （３）　建設業法第26条第３項ただし書に規定する監理技術者の行うべき職務を補佐する者（以下「監理技術者補佐」という。）

附　則

この規則は、公布の日から施行する。